

平成 21 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、下記の通り第三者割当により発行される株式の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 申込期日	平成 21 年 10 月 30 日 (金)
(2) 発行期日 (払込期日)	平成 21 年 10 月 30 日 (金)
(3) 発行新株式数 (募集株式の数)	普通株式 94,000 株
(4) 発行価格 (払込金額)	1 株につき 5,000 円
(5) 発行価格の総額 (払込金額の総額)	470,000,000 円
(6) 資本組入額 (増加する資本金の額)	1 株につき 2,500 円
(7) 資本組入額の総額 (増加する資本金の総額)	235,000,000 円
(8) 募集又は割当の方法	第三者割当ての方法による
(9) 割当先	王 厚龍 15,000 株 王 淑華 30,000 株 株式会社三愛ハウジング 15,000 株 塚本アセットマネジメント株式会社 15,000 株 株式会社正龍アセットマネジメント 15,000 株 直江 啓文 2,500 株 伊藤 貴俊 1,000 株 寺内 孝春 500 株

(10) 前各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 事業再生 ADR 手続の下における取引金融機関との協議

平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社は、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会に対して事業再生 ADR 手続の利用申請を行い、同手続における債権者会議において、同手続の対象となるお取引金融機関（以下「ADR 対象債権者」といいます。）全員の同意をもって事業再生計画案

に対する承認を得、同計画に基づいて、当社の事業の再生を図ることを目指すことといたしました。

事業再生 ADR 手続におきましては、まず、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」において公表しております通り、同日開催された事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（以下「第 1 回債権者会議」といいます。）において、事業再生 ADR 手続の手続実施者が選任された後、借入金元本返済の一時停止の期間を平成 21 年 9 月 28 日まで延長すること、プレディップファイナンスを優先的に取り扱うことのほか、事業再生計画案の協議のための債権者会議（以下「第 2 回債権者会議」といいます。）を平成 21 年 8 月 27 日に、事業再生計画案の決議のための債権者会議（以下「第 3 回債権者会議」といいます。）を平成 21 年 9 月 28 日に、それぞれ開催することについてご承認をいただきました。

これを踏まえ、当社は、ADR 対象債権者との間において、個別訪問等を通じて弁済スケジュールの変更及び金融支援を含めた事業再生計画案の策定のための協議を進めてきたところです。

(2) 公募社債の取扱いに関する社債権者との協議

また、平成 21 年 6 月 26 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 29 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 30 日付「(訂正)『社債の期限の利益喪失に関するお知らせ』の一部訂正について」及び同年 7 月 13 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ(経過報告)」にてお知らせしました通り、当社は、当社が発行している公募社債である株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債(社債間限定特約付)(未償還額面総額: 50 億円)(以下「本件第 2 回社債」といいます。)、株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債(社債間限定特約付)(未償還額面総額: 30 億円)(以下「本件第 1 回社債」といい、本件第 2 回社債と併せて「本件国内社債」といいます。)、及び株式会社日本エスコン 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(未償還額面総額: 33 億 2500 万円)(以下「本件転換社債」といい、本件国内社債と併せて「本件社債」といいます。)について、いずれも償還期限の到来又は期限の利益の喪失に至りました。これらの本件社債については、その社債権者が事業再生 ADR 手続の ADR 対象債権者に含まれないため、当社は、事業再生 ADR 手続外で、同手続における ADR 対象債権者との協議と併行するかたちで、社債権者との間で本件社債の取扱いについて協議を進め、その弁済計画等について合意することを目指すことといたしました。

本件国内社債につきましては、平成 21 年 7 月 15 日に社債権者説明会を開催した後、同月 22 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」及び同月 31 日付「社債に関する支払猶予のお知らせ」にてお知らせしました通り、同月 22 日に開催された両社債の各社債権者集会の決議及び同月 31 日の東京地方裁判所の認可決定をもって、いずれもその全部について、事業再生 ADR 手続の一時停止期間と同様の同年 9 月 28 日まで、その支払を猶予していただくことになりました。

本件転換社債につきましても、平成 21 年 7 月 23 日に社債権者説明会を開催した後、本件第 1 回社債及び本件第 2 回社債の支払猶予期間と同様の同年 9 月 28 日までその支払を猶予していただくことについて、本件転換社債の各社債権者から個別に同意を取得する作業を進めてまいりました。

これを踏まえ、当社は、事業再生 ADR 手続における ADR 対象債権者との協議と併行するかたちで、本件社債の社債権者との間においても、個別訪問等を通じて社債の弁済計画等に関する協議を進めてきたところです。

(3) 事業再生計画案及び社債弁済計画等に関する協議の進捗状況

このように、当社は、事業再生 ADR 手続における ADR 対象債権者との間での事業再生計画案に関する協議、及び事業再生 ADR 手続外における本件社債の社債権者との間での社債の弁済計画等に関する協議を進め、これによって、事業再生 ADR 手続の第 2 回債権者会議までに ADR 対象債権

者に提案する事業再生計画案を確定させ、第2回債権者会議において事業再生ADR手続の手続実施者から事業再生計画案に関する意見を述べていただくことを目指してきました。

その後、平成21年8月27日付「事業再生ADR手続の進捗状況及び事業再生ADR手続のスケジュール変更に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、ADR対象債権者及び社債権者の各種の意見を可能な限り勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させるためになお暫くの時間を要する見通しとなったため、平成21年8月27日開催の事業再生ADR手続の第2回債権者会議におきましては、同年9月28日に第2回債権者会議の続会を開催することについて承認をいただきました。このため、平成21年9月28日開催の第3回債権者会議は、同日に開催される第2回債権者会議の続会の終了に引き続いて開催されるものの、事業再生計画案の決議は行わず、平成21年10月下旬（同月29日を予定）に事業再生計画案の決議のための第3回債権者会議の続会を開催すること、及び借入金元本返済の一時停止の期間を当該続会の開催日まで延長することについて、承認をお願いする予定となりました。

本件国内社債につきましても、本日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、本日各社債権者集会を開催し、第3回債権者会議の続会の開催予定日である同年10月29日まで、各々その支払を猶予することについて、すでに承認をいただいております。また、本件転換社債につきましても、同年8月27日開催の第2回債権者会議以降、各社債権者から、同年10月29日までその支払を猶予していただくことについて、個別に同意を取得する作業を進めてきております。

そして、平成21年9月中旬に至り、漸く事業再生ADR手続における事業再生計画案及び本件社債の弁済計画等が概ね確定したため、本件社債の弁済計画等につきましては、本件社債の社債権者に対する正式な提案を個別に開始し、事業再生ADR手続における事業再生計画案につきましては、第2回債権者会議の続会にて意見を述べていただくべくこれを手続実施者に提出いたしました。

(4) 社債の買入消却の必要性

当社が、事業再生ADR手続において成立を目指している事業再生計画案、及び本件社債の社債権者との間で協議を進めてきた本件社債の基本的な弁済計画は、いずれも、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者に対して当社に対する債務免除をお願いする債権放棄型の計画とはしておらず、あくまで、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者に対して借入金及び本件社債の弁済期間の猶予及び弁済方法の変更をお願いするリスケジュール型の計画とさせていただきます。

もともと、本件社債の社債権者は、金融機関を中心とするADR対象債権者と異なってその属性も区々であるため、長期かつ分割の額面償還ではなく、額面未満であっても当社による本件社債の買入れを希望する社債権者が少なくない状況にあります。

また、本件社債の一部を額面未満で買入消却した場合は、それによって当社の負債が削減され、買入価格と社債の額面との差額において社債買入消却益が発生するため、当社の財務基盤を早期に健全化することに資するとともに、リスケジュール型の事業再生計画案及び社債弁済計画において弁済期間を短縮することができるため、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者の利益ともなるところです。

そこで、当社としましては、本件社債の社債権者に対して、本件社債の弁済計画等において、長期かつ分割の額面償還という基本的な弁済計画のほかに、当社による本件社債の買入消却というオプションを提案させていただくことが妥当であると判断いたしました。

(5) 社債買入資金の外部調達必要性

当社は、上記の通り事業再生ADR手続の下において事業再生に取り組んでいるものの、外部の事業環境は依然として厳しい状況が続いており、リスケジュール型の事業再生計画案及び社債弁

済計画の実現可能性を高めるためには、事業遂行に必要な運転資金を十分に確保しておくことも重要な課題となっております。

このため、当社としては、運転資金を十分に確保しつつ、財務基盤の健全化や債務の弁済期間の短縮に資する規模において本件社債の買入消却を実現するためには、外部から新たな資金調達をすることが必要不可欠な状況にあります。

そこで、当社は、本件社債の社債権者との間の社債弁済計画等に関する協議の中で、本件社債の社債権者が当社による本件社債の買入れを希望する買入価格と買入規模を模索してまいりました。また、これと併行して、主力銀行に対して買入消却資金の支援を要請するとともに、当社がアドバイザー契約を締結した独立した外部アドバイザーを通じて、国内金融機関や国内外の金融投資家、事業会社等多数の候補者とも交渉を重ね、本件社債の買入れのために外部から調達できる資金規模を検討してまいりました。

このような模索、検討を経て、当社は、本件社債の社債権者に対して提案した本件社債の弁済計画等においては、当社において本件社債を特定の買入価格で買入れるというオプションを提案させていただきました。その結果、当社の本件社債の買入資金としては、主力銀行から約 6 億円超の追加の資金支援を受けられるという見通しであるのに対し、本件社債の社債権者からは、平成 21 年 9 月 24 日までに、買入価格総額で約 12 億円を超える買入希望を受けるに至っております。

したがって、当社としては、本件社債の社債権者からの買入希望に応じて本件社債の一部の買入れを行うには、その買入資金として、少なくとも約 6 億円の追加の資金調達が必要であることとなります。

(5) 第三者割当増資による調達の必要性

当社が本件社債の買入資金を調達する方法としては、前述の通り、主力銀行を含む多数の資金提供候補者と交渉を重ねてきており、直接金融・間接金融を問わず各種の資金調達を検討してきたところです。

しかし、当社は、現在、事業再生 ADR 手続の下で事業再生に取り組んでいる状況にあるため、間接金融によって多額の資金を調達することは非常に困難な状況にあります。加えて、すでに本件社債の買入資金の一部は、ADR 対象債権者である主力銀行からの借入金によって賄うこととしておりますので、これ以上に間接金融によって資金を調達して負債を増加させることは、事業再生計画案及び本件社債の弁済計画に悪影響を及ぼし、ADR 対象債権者及び社債権者に不利益となるおそれがあります。そこで、さらなる資金調達は、間接金融によってではなく、増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

また、増資の形態としては、第三者割当増資のほかに公募増資も考えられるところですが、調達規模からみて公募増資によって調達するのは困難であり、より迅速かつ確実な調達が見込める第三者割当増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

以上の理由から、当社としましては、本件社債の買入れのために必要な追加資金を、第三者割当増資によって調達することが必要かつ適切であると判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 調達する資金の総額	470,000,000 円
② 発行諸費用（概算額）	22,500,000 円
③ 差引手取概算額	447,500,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

前記(1)③の差引手取概算額 447,500,000 円は、その全額を、本件社債の社債権者からの希望に応じて本件社債の一部を買い入れるうえでの買入代金の一部に充当する予定であります。

買入代金の支払は、当社による本件社債の買入れを希望した社債権者との間で買入契約を締結し、事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の決議が成立した後、速やかに行うことを予定しておりますが、具体的な支払時期は、本件社債の買入れを希望した社債権者と協議のうえ、これらの社債権者との間の買入契約において確定させる予定であります。

4. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の買入代金の一部に充当することは、前述の通り、当社による本件社債の額面未済での買入れを希望する社債権者の選択を実現するとともに、事業再生 ADR 手続の対象たる金融機関及び長期・分割の額面償還を希望する社債権者に対する弁済期間を短縮し、かつ当社の財務基盤を早期に健全化して事業再生計画案及び社債弁済計画案の実現可能性を高めるものであると考えております。

したがって、本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の買入代金の一部に充当することには、十分な合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠

本第三者割当増資においては、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日までの3か月間(平成21年6月25日から同年9月24日まで)の株式会社ジャスダック証券取引所JASDAQ市場における当社株式の普通取引の終値の単純平均値である5,343円を参考として、新株式の発行価格(募集株式の払込金額)を約6.4%ディスカウントした5,000円といたしました。

新株式の発行価格は、募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日の終値からは約22.1%、過去1か月間の終値の単純平均値からは約34.5%、過去6か月間の終値の単純平均値からは約17.8%ディスカウントした価格となります。この点、JASDAQ市場における当社株式の株価及び出来高は、平成21年8月下旬以降になって現在まで過去には見られなかった極めて大きな変動を続けており、急激な変動を生じた後である過去1か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定し、又は取締役会決議日の直前取引日の株価という一次的な株価を参考として発行価格を算定するのは、妥当でないと考えます。また、平成21年6月22日付「事業再生ADR手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社は平成21年6月22日に事業再生ADR手続の利用申請という投資家の投資判断への影響が特に大きいと思われる事項を行っており、過去一定期間の平均の株価を参考とするとしても、事業再生ADR手続開始後の期間の株価によることが妥当であると考えます。そこで、当社としましては、過去3か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定することが最も合理性が高いものと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量(募集株式の総数)は普通株式94,000株ですので、現在の当社の発行済株式総数の51.66%、総議決権数でも51.68%に相当し、当社株式に少なくない希釈化を生じることになります。

しかし、本第三者割当増資により調達する資金は、前述の通り本件社債の買入資金に充当されるところ、当社において本件社債の一部を額面未済で買い入れることは、前述の通り、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでいる当社にとって、当社の財務基盤を早期に健全化するこ

とに資するとともに、リスケジュール型の事業再生計画案及び社債弁済計画において弁済期間を短縮することができるため、ADR 対象債権者及び本件社債の社債権者の利益ともなるところです。すなわち、本第三者割当増資による資金調達によって本件社債の買入れを実現することは、ひいては当社の株式価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

確かに、本第三者割当増資によって当社株式が希釈化され、一時的には既存株主の負担が生じることは避けられないところです。しかし、当社の事業再生 ADR 手続の下で、すでに当社の金融債権者及び社債権者には、長期の弁済期間の猶予及び弁済方法の変更という負担をお願いしているところですので、本第三者割当増資による当社株式の希釈化率に鑑みると、既存株主の被る一時的な負担は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

また、本件社債の社債権者に提案した買入価格は、本件社債の社債権者との間で慎重な交渉を重ねてきた結果を踏まえた適正な価格であり、かかる買入価格の下で当社による本件社債の買入れを希望している社債権者の買入価格の総額は 12 億円を超えておりますので、本第三者割当増資によって調達する資金の総額は、本件社債の買入資金に充当するという目的に照らしても必要な限度を超えておりません。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希釈化の規模は、十分な必要性と合理性があるものと判断いたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 王厚龍氏について

① 氏名	王 厚龍
② 住所	大阪府大阪市中央区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数を所有している会社等並びにその子会社を含む。）の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

② 王淑華氏について

① 氏名	王 淑華
② 住所	大阪府大阪市中央区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数を所有している会社等並びにその子会社を含む。）の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

③ 株式会社三愛ハウジングについて（平成 20 年 10 月 31 日現在）

① 商号	株式会社三愛ハウジング
② 本店所在地	大阪市中央区南船場三丁目 11 番 18 号 6 階
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 野澤 和佳
④ 事業内容	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング
⑤ 資本金の額	金 10 百万円

⑥ 設 立 年 月 日	昭和 52 年 2 月 14 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	4 万株		
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	10 月末日		
⑨ 従 業 員 数	3 人		
⑩ 主 要 取 引 先	東愛産業株式会社、株式会社コポ		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	王厚龍 52.0% 他 4 人		
⑬ 当 社 と の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円)		
	平成 18 年 10 月期	平成 19 年 10 月期	平成 20 年 10 月期
純 資 産	1,133	967	496
総 資 産	3,552	2,045	1,216
1 株当たり純資産 (円)	28,331.92	24,187.17	12,398.65
売 上 高	312	98	186
営 業 利 益	178	△6	31
経 常 利 益	145	△23	14
当 期 純 利 益	593	△166	△472
1 株当たり当期純利益 (円)	14,820.22	△4,144.74	△11,788.52
1 株当たり配当金 (円)	0.00	0.00	0.00

④ 塚本アセットマネジメント株式会社について (平成 21 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	塚本アセットマネジメント株式会社		
② 本 店 所 在 地	大阪市中央区南船場三丁目 11 番 18 号 6 階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 王 厚龍		
④ 事 業 内 容	株式、株価指数先物・オプションの取得、保有、運用及び売買 不動産の売買、賃貸及び管理		
⑤ 資 本 金 の 額	金 50 百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 20 年 3 月 3 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	855 万 2000 株		
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3 月末日		
⑨ 従 業 員 数	2 人		
⑩ 主 要 取 引 先	廣田証券株式会社、松井証券株式会社、SBI 証券株式会社		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	有限会社厚正サービス	74.0%	
	株式会社正龍観光	25.6%	
	他 1 人		
	資 本 関 係	該当事項はありません。	
⑬ 当 社 と の 関 係 等	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
	⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円)	
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純 資 産	2,005	1,404	1,068
総 資 産	5,484	2,240	1,117
1 株当たり純資産 (円)	234.43	164.20	124.86
営 業 収 益	487	△2	120
営 業 利 益	△192	△599	△192
経 常 利 益	△163	△572	△171

当期純利益	△212	△79	△45
1株当たり当期純利益(円)	△24.76	△9.28	△5.22
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	20.25

⑤ 株式会社正龍アセットマネジメントについて(平成21年3月31日現在)

① 商号	株式会社正龍アセットマネジメント		
② 本店所在地	大阪市中央区南船場三丁目11番18号6階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 王 厚龍		
④ 事業内容	土地・建物の売買、賃貸借、委託管理業務、古物商の営業		
⑤ 資本金の額	金100百万円		
⑥ 設立年月日	昭和43年12月19日		
⑦ 発行済株式数	1万8850株		
⑧ 事業年度の末日	3月末日		
⑨ 従業員数	2人		
⑩ 主要取引先	株式会社正龍観光、株式会社天満正龍、株式会社正厚レジャー		
⑪ 主要取引銀行	株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	有限会社厚正サービス 100%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:百万円)		
	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
純資産	534	882	1,104
総資産	3,662	3,699	5,064
1株当たり純資産(円)	28,350.36	46,783.18	58,589.58
売上高	363	568	531
営業利益	271	414	302
経常利益	251	349	213
当期純利益	251	347	223
1株当たり当期純利益(円)	13,290.20	18,432.82	11,806.40
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

⑥ 直江啓文について

① 氏名	直江 啓文
② 住所	奈良県香芝市
③ 上場会社と当該個人の関係	当社代表取締役社長であり、当社株式14,121株(発行済株式総数の7.76%)を有する株主であります。

⑦ 伊藤貴俊について

① 氏名	伊藤 貴俊
② 住所	京都市西京区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社常務取締役であり、当社株式11株を有する株主であります。

⑧ 寺内孝春について

① 氏名	寺内 孝春
② 住所	東京都足立区
③ 上場会社と当該個人の関係	当社取締役であり、当社株式21株を有する株主であります。

(2) 割当先を選定した理由

本第三者割当増資における各割当先の選定理由は、以下の通りです。なお、各割当先につきましては、反社会的勢力と一切関係がないことを確認しております。

① 王厚龍氏について

本第三者割当増資の割当先である王厚龍氏（以下「王氏」といいます。）は、正龍グループを構成する複数の会社の実質的なオーナーであり、そのうち数社の代表取締役を務めております。正龍グループは、大阪を地盤とする不動産関連事業を中心とする企業グループであります。

当社は、前述の通り、外部アドバイザーを通じ、王氏以外にも多数の資金提供候補者との間で交渉を重ねてまいりましたが、他の資金提供候補者からの提案は、事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の成立後の発行決議を前提とする提案、新株予約権等による資金調達の実現可能額及び時期が不透明である提案、転換価額修正条項付転換社債等の株価の下落又は大幅な株式の希釈化によって既存株主に大きな不利益をもたらすおそれのある提案でありました。この点、王氏の提案は、第三者割当増資という一定の資金調達額が確実に見込めるものであるだけでなく、事業再生計画案の成立前に発行決議を行い、事業再生計画案の成立の直後に払込みを行うというものですので、当社にとってはもちろん、ADR 対象債権者及び本件社債の社債権者にとっても、より望ましい提案であると判断しております。

王氏は、当社との事業シナジーをも展望し、中長期的視点にたった投資を目的として本第三者割当増資を引き受けるものであり、王氏の保有する他の上場株式と同様に、当社の株式を中長期的に保有する方針としております。また、大阪を地盤とし、当社の保有する不動産物件について一定の理解を有しているほか、正龍グループにて収益物件の取得及び運用、海外での分譲事業を手掛けているため、不動産関連事業特有のビジネスモデルへの理解も有しております。そのため、当社としても、王氏からは、株主としての観点に加えて、事業家としての観点からも、当社の事業再生及び企業価値向上に資する助言を得られるものと期待しております。

また、王氏は、当社経営陣による本第三者割当増資の引受けについても前向きに理解しており、当社経営陣と協調的かつ友好的に当社の事業再生及び企業価値向上の実現を図る姿勢でありますので、この点からも望ましい引受先であると判断しております。

今後の業務提携については、方針を協議しておりませんが、既存の個別物件については、共同事業化の検討を視野に入れております。正龍グループの企業において、収益物件の取得及び運用、海外での分譲事業等を手掛けていることから、今後の協議によって、個別物件の共同事業化等により事業シナジーを追求することも可能であると考えております。

② 王淑華氏について

王淑華氏は、王氏と婚姻関係にあります。王氏のビジネスパートナーとして、正龍グループにおける複数の会社の取締役を務めており、王氏と同様、長年の幅広い業務経験からの助言を得られるものと想定しております。また、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と同一の意向であることを確認しております。

③ 株式会社三愛ハウジングについて

正龍グループにおいて、不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング事業を営んでおります。王氏が筆頭株主であることから、実質的に王氏の支配下にあり、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と実質的に同一であります。

④ 塚本アセットマネジメント株式会社について

正龍グループにおいて、株式等、有価証券の取得、保有、運用及び売買、並びに不動産の売買、賃貸及び管理事業を営んでおります。王氏が大株主となっている他のグループ会社が筆頭株主であるほか、王氏が代表取締役を務めていることから、実質的に王氏の支配下にあり、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と実質的に同一であります。

⑤ 株式会社正龍アセットマネジメントについて

正龍グループにおいて、土地・建物の売買、賃貸借、委託管理業務、古物商の営業を営んでおります。王氏が大株主となっている他のグループ会社が筆頭株主であるほか、王氏が代表取締役を務めていることから、実質的に王氏の支配下にあり、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と実質的に同一であります。

⑥ 当社経営陣について

直江啓文、伊藤貴俊及び寺内孝春は、いずれも当社の取締役であり、長年に亘って当社の経営に携わっております。今後は、当社の事業再生及び企業価値向上の早期実現のために引き続き中心的な役割を担う予定であり、本第三者割当増資を引き受けることにより、当社経営に対する更に強いコミットメントを示すものであります。

(3) 割当先の保有方針

王氏、王淑華氏、株式会社三愛ハウジング、塚本アセットマネジメント株式会社及び株式会社正龍アセットマネジメントからは、当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。

当社経営陣は、当社の取締役として長期保有の方針であります。

なお、各割当先からは、割り当てられた新株式を払込期日から 2 年間に亘って譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

(4) その他重要な契約等

当社は、本日、本第三者割当増資に係る取締役会決議の後に、各割当先との間で株式引受契約を締結しており、同契約において、各割当先が割当てに係る株式を引き受け、事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の決議の成立を条件として払込期日に払込金額を支払う旨を定めております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 21 年 6 月 30 日現在）		募集後	
(有)エヌエスコーポレーション	9.89%	王淑華	10.87%
日本証券金融(株)	8.94%	(有)エヌエスコーポレーション	6.52%
直江啓文	7.76%	直江啓文	6.02%
橋本裕之	3.96%	日本証券金融(株)	5.90%
古川良太	2.74%	王厚龍	5.44%
山下政俊	2.52%	(株)三愛ハウジング	5.44%
鳴戸雄一	1.84%	塚本アセットマネジメント(株)	5.44%
(株)三井住友銀行	1.64%	(株)正龍アセットマネジメント	5.44%
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505025	1.10%	橋本裕之	2.62%
ジョインベスト証券(株)	0.89%	古川良太	2.58%

8. 今後の見通し

当社は、今後、本第三者割当増資により調達する資金を買入資金に充当するとともに、本件社債の買入に必要な資金の調達をさらに進め、平成 21 年 12 月末日までには、当社による本件社債の買入れを希望した社債権者から本件社債を買入れ、これを消却することを予定しております。平成 21 年 9 月 24 日までに当社による本件社債の買入れを希望している社債権者を基準とした場合、これらの社債権者のすべてとの間で買入契約を締結でき、買入契約を締結した社債権者のすべてから本件社債を買入れることができた場合は、当社における本件社債の未償還残高は合計約 30 億円となり、当社には合計約 70 億円の社債買入消却益が発生する予定であります。

また、かかる見通しを踏まえ、当社としましては、事業再生 ADR 手続においては、平成 21 年 9 月 28 日開催予定の第 2 回債権者会議の続会にて、本件社債の一部が買入消却されることを前提とする事業再生計画案について手続実施者から意見を述べていただいたうえ、同年 10 月 29 日開催予定の第 3 回債権者会議の続会にて、手続対象債権者全員の同意をもって同事業再生計画案を成立させていただくことを目指し、また、買入消却されない本件社債については、事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の成立と同時期に、各本件社債に係る社債権者集会の決議又は各社債権者との個別の同意をもって、新たな弁済計画に合意していただくことを目指してまいります。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
売上高	51,842	89,546	35,492
営業利益	7,104	10,168	941
経常利益	5,324	7,598	△1,535
当期純利益	2,910	4,473	△10,895
1 株当たり当期純利益（円）	16,641.30	24,738.59	△59,940.75
1 株当たり配当金（円）	1,500	2,500	—
1 株当たり純資産（円）	102,270.86	123,132.51	58,192.14

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 21 年 6 月 30 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	181,964 株	100.00%
潜在株式数	4,394 株	0.02%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
始値	618,000 円 ※ 206,000 円	191,000 円	107,000 円
高値	826,000 円 ※ 275,333 円	212,000 円	110,000 円
安値	167,000 円	103,000 円	6,110 円
終値	192,000 円	106,000 円	8,750 円

(注) ※は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	4,240 円	5,990 円	6,300 円	10,900 円	4,480 円	4,140 円
高値	6,850 円	7,340 円	13,500 円	12,400 円	5,910 円	6,440 円
安値	3,900 円	4,810 円	5,900 円	3,860 円	3,410 円	3,550 円
終値	6,500 円	6,290 円	10,900 円	4,120 円	4,300 円	6,440 円

③ 発行決議日の前日における株価

	平成21年9月24日現在	
始値		7,180 円
高値		7,300 円
安値		6,300 円
終値		6,420 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上